

平成31年度後期高齢者医療保険料が決定します

7月に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」および「後期高齢者医療保険料納入通知書」を送付します。

◆保険料の計算方法

保険料額は、お一人ずつ均等に負担していただく**均等割額：1人当たり4万5379円**と、所得に応じて負担していただく**所得割額：(所得金額・33万円)×8.76%**の合計額です。なお、一人当たりの上限額は62万円です。

◆保険料の軽減

世帯主と後期高齢者医療被保険者の所得金額の合計に応じて、均等割額の軽減が判定されます。

◆平成31年度から保険料の軽減率が変わります

■**均等割の軽減率が変わる方**
所得が33万円以下の世帯で年金収入が80万円以下の方は均等割額の8割を軽減（以前は9割を軽減）

◆保険料の支払方法

年金からのお支払い（特別

徴収）や口座振替または納付書（普通徴収）でお支払いください。口座振替の場合は、市役所で手続きが必要ですので、お問い合わせください。

◆保険料の納期

■**特別徴収**
偶数月の年金から天引き

■普通徴収

7月から翌年2月までの毎月計8回、口座振替または納付書によりお支払い（途中で特別徴収となる場合もあります）

▼保険年金課

☎233514 FAX230180

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

現在、皆さんがお持ちの保険証の有効期限は7月31日です。8月1日から使用していただく保険証を、7月中旬から下旬にかけて簡易書留郵便でお送りします。（簡易書留郵便は、受け取る際に押印または署名が必要です。配達時に不在の場合、郵便受に案内が入りますので、郵便局支店へ再配達依頼をしていただ

くか、直接受け取りに行ってください）



◆住民登録地と異なる場所へ保険証の郵送を希望する場合

あらかじめ申請する必要があります。印鑑と身分証明書をご持参の上、保険年金課または渥美支所・赤羽根市民センターへお越しください。（代理の方が申請される場合は、代理の方の印鑑と身分証明書が必要です）

◆保険証の色が変わります

保険証の色が、若草色から青色に変わります。8月1日以降に医療機関へ受診する際は、必ず新しい青色の保険証を医療機関の窓口に表示してください。

▼保険年金課

☎233514 FAX230180

ジェネリック医薬品差額通知

⑩1004955

国民健康保険に加入されている対象者に対し、現在使用されているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に軽減できる自己負担額をお知

らせしています。

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を7月・11月・翌年3月に郵送します。利用を希望する方は、かかりつけの医師や薬剤師にご相談ください。

▼保険年金課

☎232149 FAX230180

限度額適用認定証等更新をお忘れなく

⑩1003584

現在、国民健康保険限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方は、今月末で有効期限が切れます。8月以降も継続して認定証が必要な方は、8月1日以降（土日祝日を除く）に申請をお願いします。7月中は申請できませんのでご注意ください。

申請場所：市保険年金課、赤羽根市民センター、渥美支所

市民生活課 **必要書類**：認定証が必要な方の保険証、印鑑、来庁者の身分証（免許証など）、マイナンバー通知カード

▼保険年金課

☎232149 FAX230180

ご存知ですか？ 国民年金保険料免除制度

⑩1000835

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予になる制度があります。本人および配偶者、世帯主の所得で審査します。

◆申請期間

■免除・猶予期間

毎年7月～翌年6月

■学生納付特例

毎年4月～翌年3月

※申請書の受付日から2年1カ月前までの未納期間にさかのぼって申請できます。

◆必要書類

■失業された方

失業を証明する書類（雇用保険受給資格証明または離職票）

■学生の方

学生証

▼豊橋年金事務所

☎(0532)334111

▼保険年金課

☎232149 FAX230180